

令和４年第２回大玉村議会定例会会議録

第１日 令和４年６月１４日（火曜日）

１．応招（出席）議員は次のとおりである。

１番 斎藤 信一	２番 渡邊 啓子	４番 本多 保夫
５番 松本 昇	６番 佐原 佐百合	７番 鈴木 康広
８番 武田 悦子	１０番 須藤 軍蔵	１１番 押山 義則
１２番 菊地 利勝		

２．不応招（欠席）議員は次のとおりである。

３番 菊地 厚徳	９番 佐原 吉太郎
----------	-----------

３．地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村 長 押山 利一	副 村 長 武田 正男
教 育 長 渡辺 敏弘	総務部長兼総務課長 押山 正弘
住民福祉部長 作田 純一	産業建設部長 菅野 昭裕
政策推進課長 鈴木 真一	税務課長 菊地 健
住民生活課長 安田 春好	健康福祉課長 後藤 隆
産業課長 藤田 良男	建設課長 杉原 仁
環境保全課長 伊藤 寿夫	会計管理者兼出納室長 菊地 美和
教育総務課長 橋本 哲夫	生涯学習課長 渡辺 雅彦
農業委員会事務局長 神野藤 浩和	

４．本会議案件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

行政報告

議案の一括上程（議案第３２号から議案第５１号及び報告第１号）

議案第３２号 大玉村税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求
ることについて

議案第３３号 令和３年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求め
ることについて

議案第３４号 令和４年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求め
ることについて

議案第３５号 障がいのある人もない人も共に生きる大玉村づくり条例の制定
について

議案第 3 6 号 大玉村議会議員及び大玉村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 3 7 号 大玉村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 3 8 号 平成 2 3 年東日本大震災による被災者に対する村民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 3 9 号 大玉村手数料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第 4 0 号 大玉村職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 4 1 号 大玉村火入れに関する条例の一部を改正する条例について

議案第 4 2 号 大玉村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 4 3 号 大玉村立小中学校施設使用に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 4 4 号 大玉村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 4 5 号 大玉村農業サポートセンターにおける指定管理者の指定について

議案第 4 6 号 令和 4 年度大玉村一般会計補正予算について

議案第 4 7 号 令和 4 年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について

議案第 4 8 号 令和 4 年度大玉村介護保険特別会計補正予算について

議案第 4 9 号 令和 4 年度南町・石橋線（外）道路改良舗装工事請負契約について

議案第 5 0 号 村道路線の認定について

議案第 5 1 号 大玉村固定資産評価審査委員会の委員の選任について

報告第 1 号 令和 3 年度大玉村繰越明許費に係る繰越計算書について

提案理由の説明

請願・陳情について（委員会付託）

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、渡辺一樹、安田敏

会 議 の 経 過

○議長（菊地利勝） おはようございます。令和４年第２回６月定例会が招集されましたところ、出席ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員は、３番菊地厚徳君、９番佐原吉太郎君より欠席届がありましたほか、１０名全員であります。定足数に達しておりますので、令和４年第２回大玉村議会６月定例会を開会いたします。

（午前１０時００分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 開議に先立ちまして、４月１日に教育長に就任されました渡辺敏弘君より就任の挨拶の申出があります。

ここで教育長、渡辺敏弘君の就任の挨拶をいただきます。教育長。

○教育長（渡辺敏弘） さきの３月議会において、教育長の任命に同意をいただき、その責任の大きさを痛感しつつ、２か月半務めてまいりました。また、本日は、議会においてご挨拶をいただく機会をいただき、改めて身の引き締まる思いをしております。

前任の佐藤教育長まで連なる歴代の教育長を中心に推進してまいりました大玉の教育をこれまでの成果を財産としつつ、大玉村教育ビジョンの基本目標に掲げております「『夢を育てる教育』おおたまに学び、世界とつながる人間の育成」に向かって、微力ではありますが、全力を挙げて取り組んでまいる所存です。特に、導入して１２年目となったおおたま学園コミュニティ・スクールの仕組みを核としながら、みんなで支え、みんなで育て、みんなが育つ大玉の教育の理念が一層浸透するように、おおたま学園における幼小中の実効ある一貫的教育の推進、家庭、地域に支えられ見守られていることを実感し、自尊心を持った子どもの育成、子どもや学校との関わりから生まれるスクール・コミュニティを生かした生涯学習の一層の充実を図ってまいりたいと思います。議会の皆様方、そして村民の皆様方のご理解とご支援をいただきながら、大玉の教育をさらに充実させてまいりたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（菊地利勝） 教育長の挨拶が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 次に、４月１日付職員の人事異動により、幹部職員及び議会併任書記の異動がありましたので、議会の運営に関する基準１７３の規定により、職員の紹介をいたします。

執行部より、幹部職員の紹介をお願いします。副村長。

○副村長（武田正男） 執行部幹部職員紹介。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 議会事務局併任書記について、事務局長より紹介させます。議会事務局長。

○議会事務局長（矢崎由美） 議会関係の職員紹介。

○議長（菊地利勝） 職員の紹介が終わりました。

◇ ◇ ◇
○議長（菊地利勝） これより本日の会議を開きます。

◇ ◇ ◇
○議長（菊地利勝） ここで提案理由の説明資料の訂正があります。

当局の説明を求めます。総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 議会冒頭より訂正、大変申し訳ございませんが、よろしく願いをいたします。

本日、提案をさせていただきます提案理由説明書の村長説明資料、お手元の資料をご覧いただければと思います。

この資料の一番後ろになります。ひっくり返していただくと出てまいります。

議案第４９号の契約案件でございますが、３行目中ほどにございます株式会社丸忠建設工業が、数字を申し上げますと７，４８０万円なんですが、「万」の漢字を「千」のほうにご訂正をお願いをしたいと思います。１桁違う表記になっておりますので、「万」という漢字を「千」というふうにご訂正をお願いをいたします。大変失礼をいたしました。

◇ ◇ ◇
○議長（菊地利勝） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇ ◇ ◇
○議長（菊地利勝） 議事日程第１、会議録署名議員の指名をいたします。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、８番武田悦子君、１０番須藤軍蔵君を指名いたします。

◇ ◇ ◇
○議長（菊地利勝） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会副委員長の報告を求めます。７番。

○議会運営副委員長（鈴木康広） おはようございます。

令和４年第２回６月定例会に当たりまして、さきに閉会中の継続調査としておりました今期定例会の会期日程等について、去る６月１０日午前１０時より第１委員会室におきまして、議会運営委員会を開催し、調査をいたしましたので、その経過と結果について、以下ご報告申し上げます。

委員会は、議長出席の下、佐原吉太郎委員長欠席のほか全委員出席、さらに当局から総務部長の出席を求め、提出議案の概要の説明を受け、会期及び会議日程等について、次のように決定いたしました。

今期定例会に提出されます事件は、村長提出の議案等２１件で、その内容は、専決処分の承認案件３件、条例制定案件１件、条例改正案件９件、補正予算案件３件、工事請負契約案件１件、人事案件１件、その他２件、報告関係１件の、合わせて２１件であります。

また、今期定例会の一般質問者は１０名であります。

以上のことから、会期につきましては、本日６月１４日から１７日までの４日間と

決定いたしました。

また、日程、会議区分及び議事内容につきましては、

本日 14 日 本会議 村長の行政報告、議案の一括上程、提案理由の説明、請願及び陳情の委員会付託、委員会

6 月 15 日 休会 (議案調査のため)

6 月 16 日 本会議 一般質問 7 名

6 月 17 日 本会議 一般質問 3 名、議案審議、付託事件の委員長審査報告及び審議、閉会中の継続調査申出

という日程で行います。

以上のように、委員会として全委員一致をもって決定いたしましたので、何とぞご審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（菊地利勝） お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま議会運営委員会副委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、会期につきましては、ただいま議会運営委員会副委員長報告のとおり決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第 3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、例月出納検査報告について、今定例会までに受理した請願・陳情の報告について、説明員の報告についてであります。内容は、配付いたしました報告書のとおりであります。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第 4、村長より行政報告を求めます。村長。

○村長（押山利一） ご苦労さまでございます。

本日、第 2 回定例会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には何かとご多忙の中ご出席を賜り、提出案件のご審議を賜りますことを感謝申し上げます。

今次定例会に当たり、現時点における本年度の事務事業につきましては、お手元に配付の別紙をもって行政報告とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菊地利勝） 行政報告が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第 5、議案第 32 号から議案第 51 号及び報告第 1 号を一括上程いたします。

事務局職員に議案を朗読させます。事務局。

○書記（安田 敏） 別紙議案書により朗読。

○議長（菊地利勝） 事務局職員の朗読が終わりました。



○議長（菊地利勝） 日程第6、村長より提案理由の説明を求めます。村長。



○村長（押山利一） 本定例会における提出議案は、専決処分3件、条例制定案1件、条例改正案9件、補正予算案3件、工事請負契約案件1件、人事案件1件、その他2件、報告1件、合わせて21件であります。



それでは、議案第32号、大玉村税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）が、令和4年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されたことに伴い、大玉村税条例等についての改正が必要になったため、令和4年4月1日付で本条例等の一部を改正する条例の専決処分をしたのでご報告し、承認を求めるものであります。

主な改正の内容について申し上げます。

第1条大玉村税条例の一部改正について、第18条の4については、納税証明書の交付手数料に関する規定で、納税証明書について、民法の改正に伴い住所に代わる事項の記載をしたものを含むこととされたものであります。

第33条については、所得割の課税標準に関する規定で、特定配当等または特定株式等譲渡所得金額に係る所得についての総合課税または分離課税の別は、確定申告書の記載によってのみ適用することとされたものであります。

第34条の7については、寄附金税額控除に関する規定で、平成20年の所得税法施行令の一部を改正する政令附則第13条第2項の規定により、所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に定める民法法人について、経過措置として平成26年度から7年間効力を有することとされましたが、経過措置の終了により削除されたものであります。

第34条の9については、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除に関する規定で、総合課税または分離課税がある場合の特別徴収税額の税額控除は、確定申告書の記載によってのみ行うものとされたものであります。

第36条の2については、村民税の申告に関する規定で、公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定を整備するものであります。

第36条の3については、所得税に係る更正または決定事項の申告義務に関する規定で、句読点を追加し、文章の校正を行うものであります。

第36条の3の2については、個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書に関する規定で、給与所得者の扶養親族等申告書について、記載事項に退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者の氏名の記載が追加されたものであります。

第36条の3の3については、個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書に関する規定で、記載事項に退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者及び退職手当を有する16歳を超える扶養親族を有する者についての提出義務と、記載事項に配偶者の氏名が追加されたものであります。

第48条については、法人の村民税の申告納付に関する規定で、関係法律及び省令

改正による項ずれに伴い改正を行うものであります。

第 5 3 条の 7 については、特別徴収税額の納入の義務等に関する規定で、納入申告書について施行規則で定める様式のほか、総務大臣が定めた様式が追加されたものであります。

第 7 3 条の 2 及び第 7 3 条の 3 については、それぞれ固定資産課税台帳の閲覧の手数料及び証明書の交付手数料に関する規定で、台帳及び証明書について、民法の改正に伴い住所に代わる事項の記載をしたものを含むこととされたものであります。

附則第 7 条の 3 の 2 については、個人の村民税の住宅借入金等特別税額控除に関する規定で、住宅借入金等特別税額控除の延長及び見直しに伴うものであります。

附則第 1 0 条の 2 については、「わがまち特例」に関する規定で、法律改正に合わせた改正を行うものであります。

附則第 1 0 条の 3 については、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に関する規定で、省エネ改修等工事を行った住宅に係る特例の拡充に伴い改正するものであります。

附則第 1 2 条については、宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度の固定資産税の特例に関する規定で、令和 4 年度に限り、商業地等については課税標準額を、上昇幅の 2. 5 % とする改正を行うものであります。

附則第 1 6 条の 3 については、上場株式等に係る配当所得等に係る村民税の課税の特例に関する規定で、申告分離課税の適用を、所得税での適用がある場合に限り適用することとされたものであります。

第 1 7 条の 2 については、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例に関する規定で、引用条項の削除に伴う規定の整備であります。

第 2 0 条の 2 及び第 2 0 条の 3 については、特例適用利子等及び特例適用配当等並びに条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例に関する規定で、申告方式の選択に係る規定が整備されたものであります。

附則第 2 6 条については、新型コロナウイルス感染症に係る住宅借入金等特別税額控除の特例に関する規定で、法律改正に合わせて削除するものであります。

次に、第 2 条大玉村税条例等の一部を改正する条例の一部改正について、第 3 6 条の 3 の 2 については、個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族申告書に関する規定で、扶養親族申告書の改正に伴う規定の整備を行うものであります。

次に、附則第 1 条で施行期日を、附則第 2 条、附則第 3 条及び附則第 4 条ではそれぞれ納税証明書、村民税及び固定資産税に関する経過措置について定めたものであります。

次に、議案第 3 3 号、令和 3 年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

今回の補正は、令和 4 年 3 月 1 6 日に発生した福島県沖地震による村道被害の応急復旧工事を実施するに当たり、速やかに所要の措置を講じるため、令和 4 年 3 月

30日付をもって専決処分による補正予算の編成をしたものであります。

それでは、補正予算書の1ページをお開き願います。

補正予算第13号は、繰越明許費の追加であります。

2ページをお開き願います。

第1表繰越明許費補正は、被害を受けた不動沢線及び六角・定場線、玉貫線の3路線に係る道路維持管理事業費1件を追加するものであります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものであります。

続きまして、議案第34号、令和4年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて、概要のみご説明申し上げ、詳細につきましては総務部長に説明をさせます。

それでは、議案第34号、令和4年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策等経費について予算化し、速やかに所要の措置を講じるため、令和4年4月22日付をもって専決処分による補正予算の編成をしたものであります。

それでは、補正予算書1ページをお開き願います。

補正予算第1号は、既定の予算の総額に5,963万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ43億7,388万6,000円とするものであります。

それでは、詳細については、総務部長より説明をさせます。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 命により、議案第34号、令和4年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

先ほどご覧をいただきました4月専決というふうに、右方のほうに、上のほうに表示になっております補正予算書のほうをご覧をいただければと思います。

それでは、専決処分の内容につきまして、歳出よりご説明を申し上げます。

8ページをお開き願います。

款2総務費は5,273万1,000円を補正計上し、各種新型コロナウイルス感染症対策に取り組むものであります。

主な事務事業についてご説明を申し上げます。

事項②消防庁舎感染防止対策に要する経費は、北消防署の手洗い自動水洗化やパーティション設置経費に係る本村負担金310万5,000円の補正計上であります。

事項④自宅療養者支援に要する経費は、新型コロナウイルスに感染し、自宅療養を選択した方を対象に生活に必要な物品等を配送するための時間外勤務手当60万円の補正計上であります。

事項⑤PET検診助成に要する経費は332万円、事項⑥高齢者等インフルエンザ予防接種費用助成に要する経費は274万2,000円の補正計上であります。

10ページをお開き願います。

事項⑦村内温泉施設日帰り入浴助成に要する経費は、入浴料金の一部助成により、利用客が減少する温泉施設を支援するための経費１８３万６，０００円の補正計上であります。

事項⑧村内宿泊施設利用促進に要する経費は、利用者が減少している村内宿泊事業者の支援を目的に、宿泊利用の村民に対し商品券を交付するための経費１５０万円の補正計上であります。

事項⑨飲食店等応援前払利用券発行支援に要する経費は、飲食店等の消費を喚起するための飲食店等応援前払利用券発行支援事業費６１９万８，０００円の補正計上であります。

事項⑩マイナンバーカード普及・販売促進に要する経費は、村内で買物等をする消費者がマイナンバーカードを提示することにより、さくらカードの付与ポイントを５倍とし、マイナンバーカードの普及促進と村内の消費喚起を促すための経費５２６万３，０００円の補正計上であります。

１２ページをお開き願います。

下段にあります事項⑮小中学生給食費助成に要する経費は、昨年度に引き続き、保護者に係る給食費の負担を５割に軽減するための経費１，２９７万８，０００円の補正計上であります。

１４ページをお開き願います。

事項⑰小中学校修学旅行等に要する経費は、参加者の分散乗車のためのバス増車や、コロナ感染拡大による中止または延期となった際のキャンセル料等公費負担経費２０１万７，０００円の補正計上であります。

１６ページをお開き願います。

款３民生費の災害救助費は、事項①福島県沖地震による被災住宅修理支援に要する経費７５３万円を計上し、同地震により被災した世帯に対する住宅修理等の支援を行うものであります。

款６農林水産業費の農業振興費、事項⑤農業サポートセンターの管理運営に要する経費は、２階会議室の畳床をフローリング床に改修するための経費など、合わせて１５０万円の補正計上であります。

款１４予備費は、財源を調整し、２１３万円の減額計上であります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

６ページをお開き願います。

款１５国庫支出金の総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金５，２７３万１，０００円の補正計上であります。

款１６県支出金では、民生費県負担金の災害救助費負担金で１５０万円、民生費県補助金の福島県沖地震による被災住宅修理支援事業費で５４０万円を補正計上し、いずれも１６ページの災害救助費に充当するものであります。

以上、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づく専決処分をしたので、同条第３項の規定により報告をし、承認を求めるものであります。

以上でございます。

○村長（押山利一） それでは、引き続いて提案理由の説明を申し上げます。

議案第35号、障がいのある人もない人も共に生きる大玉村づくり条例の制定について申し上げます。

本案につきましては、村と村民及び事業者が一体となって、障がいの有無にかかわらず、誰もがお互いの人格と個性を尊重し、多様性を認めて支え合い、共に安心して暮らせる共生社会の実現を目指していくために制定するものであります。

第1条は制定の目的を、第2条は定義について、第3条は基本理念について定めるものであります。

第4条は基本理念に基づく施策の推進等の村の責務について、第5条は村障がい者計画との関係について定めるものであります。

第6条は関係機関との協議の場の設置を、第7条は村民の責務について、第8条は事業者の責務について定めるものであります。

第9条は広報及び普及啓発を、第10条は村の相談及び対応について、第11条はその他必要な事項について村長が規則で定めることを規定した委任について定めるものであります。

次に、議案第36号、大玉村議会議員及び大玉村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第172号）が令和4年4月6日に公布されたことに伴い、最近における物価の変動等に鑑み、大玉村議会議員選挙並びに大玉村長選挙における選挙運動の公費負担に関し、選挙運動用自動車の使用等の公費負担に係る限度額を引き上げるものであります。

第4条につきましては選挙運動用自動車、第8条では選挙運動用ビラの作成、第11条では選挙運動用ポスターの作成のそれぞれの公費負担の限度額を引き上げる改正を行うものであります。

次に、議案第37号、大玉村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第44号）が令和4年2月18日に公布され、令和4年4月1日から施行されたことに伴い所要の改正を行うとともに、令和4年度国民健康保険税「本算定課税」に係る税率の改正を行うものであります。

政令の関係部分の改正内容について申し上げます。

社会保険方式を採用する医療保険制度では、保険税負担は負担能力に応じた公平なものである必要がありますが、受益との関連において、被保険者の納税意欲に与える影響や、制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から、被保険者の保険負担に一定の限度額を設けており、国民健康保険税においては、その額は政令で定められています。

国民健康保険税の賦課限度額については、令和2年度に3万円引き上げられたとこ

ろであります。保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図る観点から令和４年度においても、基礎賦課額に係る賦課限度額を６３万円から６５万円に、また、後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を１９万円から２０万円に、合わせて３万円引き上げられました。

この改正を受け、第２条第２項の基礎課税額の上限を２万円引き上げ６５万円に、同第３項の後期高齢者支援金等課税額の上限を１万円引き上げ２０万円に、それぞれ改正するものであります。

なお、税額算定の按分率である所得割の税率、均等割額及び平等割額については、医療費が増加傾向にある中、将来にわたる医療費の増高に対応するため少しずつでも引き上げていくことが特別会計と目的税の趣旨から必要とされるところであります。新型コロナウイルス感染症蔓延による経済的影響及び世界情勢の不安定化による農業者を含む個人事業者の事業不振や非正規労働者の不安定な労働環境・実態、さらには物価全般が上昇傾向にあり、今年度の保険税の負担増については困難と判断したところであります。コロナ禍において基金を投入し、令和２年度に大幅に税率を下げ、令和３年度には据置きとした結果、基金の残高が年々少なくなっていく状況と、令和４年度においては前年に比し課税標準額の総額が１割ほど減額となっており、さらには被保険者数についても２６人、１．５％ほど減少しております。按分率を前年同様、応能割５０．５０％、応益割４９．５０％として計算いたしますと、所得割額と均等割額の減少分を当該部分の按分率にてカバーせざるを得ず、所得割額及び均等割額について若干の増とさせていただいたところではあります。これにより算定した１人当たりの算定額は１０万９,１２４円で前年度と比較し増減なし、１世帯当たりでは１６万６,５２２円で１．２％の減となったところあります。

次に、議案第３８号、平成２３年東日本大震災による被災者に対する村民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、平成２３年東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の免除措置等に対する国の財政支援が延長され、令和４年度においても措置されることになり、条例改正の必要が生じたことから、平成２３年東日本大震災による被災者に対する村民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例を定めるものであります。

改正の内容について申し上げます。

国民健康保険税に係る減免規定に「第４条の１１」を新たに追加するもので、減免の内容については、帰還困難区域から避難を行っている場合は、令和４年度分の国民健康保険税の全額を免除。

また、令和元年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域、旧避難指示解除準備区域、旧居住制限区域、旧帰還困難区域及び特定避難勧奨地点に居住していたために避難を行っている場合で、世帯に属する国民健康保険の被保険者の基準所得額の合計が６００万円以下の世帯の場合は、令和４年度分の国民健康保険税の全額を免除

するものであります。

なお、これら規定により減免する国民健康保険税相当額については、令和４年度の特別調整交付金により財政支援を受けることとなります。

附則では、施行期日及び適用について定めるものであります。

次に、議案第３９号、大玉村手数料徴収条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第１号）が、令和４年３月３１日に公布されたことに伴う大玉村税条例の一部改正に関連し、大玉村手数料徴収条例の一部改正が必要になったものであります。

改正の内容について申し上げます。

第６条については、手数料を徴収しないものの範囲を定めたもので第５号において、固定資産税の納税義務者が所有する土地または家屋について、所在する市町村内の他の土地または家屋と比較することができるよう、毎年４月１日から当該年度の最初の納期限までの間、納税者の縦覧に供さなければならないとされている縦覧期間の当該縦覧については手数料を徴しないこととする規定であり、令和３年の民法改正により、DV被害者等の住所を非開示とするための措置が規定されたことに伴い、「総務省令で定める住所に代わる事項の記載をしたもの」についても対象とされたものであります。

次に、附則では施行期日について定めるもので、改正部分については民法等の一部を改正する法律附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日からとするものであります。

次に、議案第４０号、大玉村職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止やデジタル社会の実現に向けて、また、行政手続における村民の負担の軽減や利便性の向上を図ることを目的として、令和２年１２月１８日に内閣府で定めた地方公共団体における押印見直しマニュアルに基づき、様式の押印を削除する一部改正を行うものであります。

続いて、議案第４１号について申し上げます。

大玉村火入れに関する条例の一部を改正する条例について、本案につきましては、議案第４０号と同様であります。

次に、議案第４２号、大玉村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましても、議案第４０号と同様であります。

次に、議案第４３号、大玉村立小中学校施設使用に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、行政手続における押印見直しに伴い、本条例第４条における別記様式（第４条関係）教育施設等使用申請書の使用申請者押印を削除することとし、また、この改正に伴い申請時、承認時の年号の削除、確認欄の役職名の削除、使用施設名称の削除・加筆、留意事項の加筆等、様式の内容についても一部変更をするもの

であります。

次に、議案第44号、大玉村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、令和4年4月1日付の機構改革に伴い、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき水道事業管理者の権限を行う長に属する事務を処理させるための組織を、建設課から環境保全課とする条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第45号、大玉村農業サポートセンターにおける指定管理者の指定について申し上げます。

大玉村農業サポートセンターの指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、大玉村農業サポートセンターであり、指定管理者となる団体の名称は、一般社団法人大玉村農業振興公社とし、指定の期間を令和4年7月1日から令和7年3月31日までとするものであります。

次に、議案第46号から48号までについては、令和4年度各会計補正予算について、概要のみご説明申し上げ、詳細につきましては総務部長に後ほど説明をさせていただきます。

議案第46号、令和4年度大玉村一般会計補正予算について申し上げます。

補正予算関係をお開きをいただきたいと思います。1ページをお開きください。

今回の補正は、非課税世帯への臨時特別給付金給付事業や災害等廃棄物処理事業などの経費について、緊急性・重要性を勘案した予算の編成をしたものでありまして、既定の予算の総額に1億3,543万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ45億932万4,000円とするものであります。

それでは、議案第47号、令和4年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について申し上げます。

29ページをお開きください。

今回の補正は、本年度における保険税や各種納付金等の精査を行い、その結果に基づき、調整を行ったものであります。

本算定に基づく保険税につきましては、前年度繰越金を充当することにより、保険税率は前年度と比べて1人当たりは据置き、世帯当たりで1.2%の減とし、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける被保険者の負担を抑えられるよう、所要の措置を講じた予算の編成をしたものであります。

その結果、既定の予算の総額から420万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,783万6,000円とするものであります。

続いて、議案第48号をご覧ください。

令和4年度大玉村介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

37ページをお開きください。

今回の補正は、国庫補助金等の交付決定に伴う財源の調整等を行い、既定の予算の総額に４４万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ７億７，２５０万８，０００円とするものであります。

次に、議案第４９号、これは議案書のほうにお戻りいただきたいと思います。

議案第４９号、令和４年度南町・石橋線（外）道路改良舗装工事請負契約について申し上げます。

南町・石橋線（外）道路改良舗装工事について、５月３０日に７者による指名競争入札を実施し、その結果、株式会社丸忠建設工業が７，４８０万円で落札し、同日付で工事請負仮契約を締結したものであります。

この工事は、玉井字南町地内（外）において、道路延長３２７メートル、道路幅員６メートルの改良舗装とともに農業集落排水管２３０メートルを布設するもので、工期については、令和５年３月２０日の完了を予定しております。

以上、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第２条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第５０号、村道路線の認定について申し上げます。

仲ノ内９号線については、住宅団地の開発道路を村に帰属するため、道路法第８条第２項の規定に基づき路線を認定するものです。

次に、議案第５１号、大玉村固定資産評価審査委員会委員の選任について申し上げます。

本案につきましては、現職であります武田好廣氏が、令和４年６月２０日をもって任期満了となることから、人格、識見ともに最適任者であることを認め、大玉村固定資産評価審査委員会委員に再任することについて地方税法第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、当該委員の任期は、令和４年６月２１日から令和７年６月２０日までの３年間であります。

続いて、報告第１号、令和３年度大玉村繰越明許費に係る繰越計算書については、資料をご覧くださいと思います。

以上のとおり提案理由の説明を申し上げました。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 命により、議案第４６号から議案第４８号、令和４年度各会計補正予算についてご説明を申し上げます。

それでは、議案第４６号、令和４年度大玉村一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

１４ページをお開き願います。

補正予算の内容について、歳出よりご説明を申し上げます。

款２総務費は、総額３５５万４，０００円の補正計上であります。

以下、主な事務事業等について申し上げます。

企画費の事項⑤定住促進対策に要する経費は、大山字荒久地内の住宅団地６区画に

係る補助金３００万円の補正計上であります。

事項⑥地方創生の推進に要する経費及び事項⑦再エネアグリプロジェクト事業に要する経費は財源調整であります。

款３民生費は、総額５，０７４万円の補正計上であります。

事項③社会福祉協議会に要する経費は、総合福祉センターさくらのエアコン修繕料１００万円や放課後児童クラブ支援員の処遇改善のための指定管理委託料６９万５，０００円の補正計上であります。

１６ページ上段にかけての事項⑦非課税世帯への臨時特別給付金に要する経費は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける非課税世帯を支援するための臨時特別給付金３，０００万円など、合わせて３，２４０万円の補正計上であります。

中段の老人福祉費の事項①職員人件費等、老人福祉に係る共通経費は、低所得者保険料軽減事業費などの介護保険特別会計繰出金６４９万９，０００円の補正計上であります。

下段の児童福祉総務費の事項⑤子ども・子育て支援に要する経費は、保育士等処遇改善のための補助金２３０万４，０００円の補正計上であります。

下段から１８ページにかけての児童措置費の事項③低所得の子育て世帯生活支援特別給付金に要する経費は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける低所得の子育て世帯を支援するための特別給付金４５０万円など、合わせて５２１万７，０００円の補正計上であります。

中段の款４衛生費は、総額５，１９７万６，０００円の補正計上であります。

予防費の事項⑥新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費は、４回目のワクチン接種に取り組むための経費１，７７１万５，０００円の補正計上であります。

環境衛生費の事項②循環型社会形成推進に要する経費は、食生活における資源循環を進めるための、生ごみ処理機等購入費助成金６０万円の補正計上であります。

下段から２０ページにかけての事項⑥災害等廃棄物処理に要する経費は、令和４年３月１６日に発生した福島県沖地震に伴う損壊家屋等の解体撤去等処理経費３，２９５万４，０００円の補正計上であります。

款６農林水産業費は、総額９１４万円の補正計上であります。

中段の地域農政推進対策費の事項⑤地域魅力向上・発信支援事業に要する経費は、村内で生産された農産物のおいしさと安全性を県外に広く発信するための事業経費３００万円の補正計上であります。

２２ページをお開き願います。

林業振興費の事項⑤有害鳥獣被害防止対策に要する経費は、鳥獣被害対策アドバイザーの指導を受けて実施する緩衝帯整備業務委託料１５０万円や侵入防止柵購入費など、合わせて２４０万９，０００円の補正計上であります。

中段の款７商工費は、総額２５１万５，０００円の補正計上であります。

商工振興費の商工業の振興に要する経費は、校庭や広場の芝管理で使用する乗用芝刈機１台の購入費１１０万円や、中小企業経営合理化資金融資制度原資貸付金の増額

１００万円など、合わせて２２０万円の補正計上であります。

２４ページをお開き願います。

款８土木費は、総額６００万円の補正計上であります。

道路維持費の事項①道路維持に要する経費は、星内・西庵線の星内地内において、歩行者の安全を確保するための防護柵設置工事費４５０万円や補修用資材購入費など、合わせて５００万円の補正計上であります。

中段の消防費の非常備消防費は、財源調整であります。

款１０教育費は、総額１０１万８，０００円の補正計上であります。

文化財保護費の文化財保護に要する経費は、本年３月の福島県沖地震により被災した村指定文化財保存施設の修繕等補助金３８万２，０００円の補正計上であります。

下段のふるさとホール管理費は、学校教育費寄附金を活用し、図書購入費５０万円の補正計上であります。

２６ページをお開き願います。

款１４予備費は、財源を調整し、１，０４９万５，０００円の補正計上であります。続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

８ページをお開き願います。

款１１地方交付税は、地域魅力向上・発信支援事業費に充当となる震災復興特別交付税交付金１５０万円の補正計上であります。

款１５国庫支出金の民生費国庫負担金は、低所得者保険料軽減強化事業費３１３万９，０００円、衛生費国庫負担金は新型コロナウイルスワクチン接種対策事業費７９７万円の補正計上であります。

総務費国庫補助金も、地域魅力向上・発信支援事業費に充当となる福島再生加速化交付金１５０万円の補正計上であります。

民生費国庫補助金の社会福祉費補助金は、非課税世帯臨時特別給付金事業費３，０００万円など、合わせて３，０９９万７，０００円、児童福祉費補助金は、保育士等処遇改善臨時特例交付金３３９万１，０００円や、子育て世帯生活支援特別給付金事業費４５０万円など、合わせて８６０万８，０００円の補正計上であります。

衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費９７４万５，０００円、災害等廃棄物処理事業費１，６４７万５，０００円の補正計上であります。

土木費国庫補助金は、星内・西庵線防護柵設置工事等に充当となる交通安全対策補助事業費５７４万１，０００円など、合わせて５４３万６，０００円の補正計上であります。

下段の消防費国庫補助金は、消防団設備整備事業費１７万６，０００円の補正計上であります。

１０ページをお開き願います。

款１６県支出金の民生費県負担金は、低所得者保険料軽減強化事業費１５６万９，０００円の補正計上であります。

総務費県補助金は、再エネアグリプロジェクト事業経費に充当となる、福島県地域創生総合支援事業費 722 万 1,000 円、民生費県補助金は、婚活イベント等に充当となる地域少子化対策重点推進交付金 66 万円、農林水産業費県補助金は、野生鳥獣被害防止地域づくり事業費 200 万円の補正計上であります。

款 18 寄附金の教育費寄附金は、個人からの寄附 1 件で 50 万円の補正計上であります。

款 19 繰入金は、財政調整基金取崩しで 2,000 万円、大玉村新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金取崩しで 11 万 3,000 円、災害等廃棄物処理に要する経費に充当となる災害対策基金取崩しで 1,647 万 9,000 円の補正計上であります。

款 21 諸収入は、中小企業融資対策貸付金元金収入 100 万円の補正計上であります。

12 ページをお開き願います。

雑入は、地域包括支援センターを使用する、村社会福祉協議会からの電気料等使用料 35 万円の補正計上であります。

以上、一般会計補正予算についてご説明を申し上げました。

次に、議案第 47 号、令和 4 年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

それでは、歳出よりご説明を申し上げます。

34 ページをお開き願います。

款 3 国民健康保険事業費納付金の一般被保険者医療給付費分は 524 万 2,000 円、一般被保険者後期高齢者支援金等分は 190 万 2,000 円と、いずれも減額計上であり、介護納付金分は 226 万 2,000 円の補正計上であります。

これらは、いずれも県納付金の納付額確定に基づく計上であります。

予備費は、財源を調整し 67 万 6,000 円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

32 ページをお開き願います。

款 1 国民健康保険税の一般被保険者国民健康保険税は、医療給付費分で 1,605 万 6,000 円、介護納付金分で 278 万 8,000 円、後期高齢者支援金分で 1,636 万 2,000 円と、いずれも減額計上であります。

款 6 繰越金は、前年度剰余金見込額 3,100 万円の補正計上であります。

以上、国民健康保険特別会計補正予算についてご説明を申し上げました。

次に、議案第 48 号、令和 4 年度大玉村介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

それでは、補正予算の内容について、歳出よりご説明を申し上げます。

42 ページをお開き願います。

款 1 総務費の一般管理費は、介護保険システム改修業務委託料 44 万円の補正計上であります。

款２保険給付費の居宅介護サービス給付費は、財源調整であります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

４０ページをお開き願います。

款１介護保険料は、低所得者保険料軽減強化事業の取組により、特別徴収保険料で５８３万９、０００円、普通徴収保険料で４４万円といずれも減額計上であります。

款３国庫支出金の介護保険事業費補助金は、システム改修費補助金２２万円の補正計上であります。

款７繰入金のその他一般会計繰入金は、システム改修業務に係る一般会計からの繰入金２２万円、低所得者保険料軽減事業繰入金は、６２７万９、０００円の補正計上であります。

以上、介護保険特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

以上のとおり、令和４年度各会計に係る補正予算について、提案理由の説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地利勝） 提案理由の説明が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第７、請願・陳情について、常任委員会付託を行います。

３月定例会以降、今定例会までに受理した請願・陳情は、お手元にお配りいたしました写しのとおり、陳情第３号の１件であります。

お諮りいたします。

議長から所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

議長から所管の常任委員会に付託いたします。

配付いたしております付託表のとおり、陳情第３号を総務文教常任委員会に付託いたします。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 以上で日程による議事が終了しましたので、本日の会議を閉じ、散会いたします。ご苦労さまでした。

（午前１１時０７分）